

## 振動規制に係る特定施設の届出について

### 1. 規制・届出

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を特定工場等といい、規制の対象としています。特定施設を設置する際はその特定施設の設置の工事開始の日の30日前までに、特定施設の設置届出を提出しなければなりません。  
※工場、事業場とは継続的に一定の業務のために使用される場所のことをいいます。

### 2. 規制の対象となる地域

都市計画法の規定による都市計画区域の内、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域。ただし、同法第8条第1項第7号に掲げる風到地域を除く。

### 3. 振動に係る特定施設一覧

大分類	小分類	規模能力
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く
	機械プレス	
	せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上
	鍛造機	すべて
	ワイヤーフォーミングマシーン	すべて
圧縮機		原動機の定格出力が7.5kW以上
土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上
織機		原動機を用いるもの
建設用資材製造機械	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上
	コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて
	チップパー	原動機の定格出力が2.2kW以上
印刷機械		原動機の定格出力が2.2kW以上
ゴム練用または合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上
合成樹脂用射出成形機		すべて
鋳造型機		ジョルト式のもの